

第12回研究会における検討事項

第1 種類株主総会決議の要否（会社法第322条関係）（続き）

会社法第322条第1項に基づく種類株主総会決議に関して、新たな種類の株式を追加する場面における同項第1号の定款変更との関係での「損害を及ぼすおそれ」の判断枠組み及び具体的な当てはめ等につき、我が国のスタートアップ投資の実情等も踏まえ、改めてどのように考えるか。

第2 バーチャルオンリー型の株主総会の検討（続き）

令和3年6月に改正された産業競争力強化法は、上場会社であること、定款の定めがあることに加えて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を得ることを要件として、場所の定めのないバーチャルオンリー型の株主総会を開催することを認めている。

会社法においてもバーチャルオンリー型の株主総会を開催することができるようにする場合には、以下の検討事項について、どのように考えるか。

- 基本的な考え方（株主の権利、質問や動議等の取扱い、ハイブリッド型のバーチャル株主総会との関係等について）
- 適用対象の範囲や区分の要否
- 実施するための要件
- 場所の定めのある株主総会の開催請求権
- 招集の決定事項、招集の通知事項及び議事録の記載事項
- 株主総会の決議の取消しの訴えの特則
- その他